

佐賀県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十月六日から平成二十一年十一月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前の別幅員延長メートル	
県道 浜玉相知線	唐津市浜玉町浜崎字岡浦一 四六三番地先から 唐津市浜玉町浜崎字西町九 二九番一地先まで	後 二九・五 六・五	一八五・一
	唐津市浜玉町浜崎字岡浦一 四六三番地先から 唐津市浜玉町浜崎字西町九 二九番一地先まで	前 二七・四 六・六	一八四・三
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二 一二番一地先から 唐津市浜玉町浜崎字西町一 〇一二番地先まで	後 四三・二 一〇・五	九三八・四
	唐津市浜玉町浜崎字畑田二 一二番一地先から 唐津市浜玉町浜崎字西町一 〇一二番地先まで	前 二五・八 六・四	九四三・六